

尾張旭市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成28年3月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 牧 野 一 吉

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（こども課、健康課、保険医療課、福祉課、長寿課）

3 監査の期間

平成 28 年 1 月 25 日から平成 28 年 2 月 29 日まで

4 監査の方法

平成 27 年度(平成 28 年 12 月 31 日現在)における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項

- (1) 尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定める 6 つの事業において、補助金等交付申請に必要な添付書類のうち、役員（会員）名簿が提出されていない事業がある。また、補助金等交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書並びに補助金交付請求書の様式が尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定めるものと異なっている。児童健全育成活動事業に係る補助金交付申請書の提出通知において、申請に必要な書類を明示するとともに、当該通知書に添付する様式は、尾張旭市児童健全育成活動事業費補助金交付要綱に定める様式とする必要がある。なお、6 事業全てが補助金交付要綱に定める様式と異なっている補助金交付請求書については、要綱の改正を含めて検討する必要がある。
- (2) 児童手当システム保守委託業務においては、予定価格書の作成が開札日の 6 日前に、子どもへの暴力防止プログラム研修実施業務においては、予定価格書の作成が開札日の 20 日前となっている。予定価格書の作成は、秘密性、公正性を担保するため、開札実施の直近とすべきである。（以上、こども課）
- (3) 保健福祉センター昇降機保守業務委託、非常用発電機保守業務委託、電気保安業務委託及び保健福祉センター管理業務委託において、予定価格書の作成が開札日の 5 日前または 7 日前となっている。予定価格書の作成は、秘密性、公正性を担保す

るため、開札実施の直近とすべきである。

- (4) 歯科健診委託料の返納通知書の発信者が課長となっている。また、通知書に発信番号の記載がない。尾張旭市文書取扱規程第19条、尾張旭市公印規程第3条及び公文例規程第12条第1号により庁外に発する場合の行政文書の発信者名は、市長の職・氏名とする必要がある。また、公文例規程第12条第1号により文書番号を記載する必要がある。
- (5) 地域医療連携推進事業において、補助金等交付申請書に添付されている予算書から尾張旭市地域医療連携推進事業補助金交付要綱別表1に定める補助対象経費が確認できなかった。適正な補助金交付事務を行うよう、補助対象経費が確認できる収支予算書の提出を求める必要がある。(以上、健康課)
- (6) 平成26年度に社会福祉協議会事業費補助金の実績確認方法について指摘した監査結果に基づき、市から通知のあった措置状況報告において補助金交付要綱の改正を行う旨の通知があったが、平成27年4月1日施行の尾張旭市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱において当該改正が行われていなかった。通知に基づき要綱の改正をする必要がある。(福祉課)
- (7) 尾張旭市給食サービス事業業務委託において、契約手続事務は、総額により行われているが、契約締結事務は、単価で行われている。また、契約金額において、千円以下の金額が端数処理されている説明の記載がない。契約規則第15条第1項ただし書の規定により、年間の数量が確定していない場合は、単価により予定価格を定めることができるので検討されたい。
- (8) 給食サービス申請書の申請者名が記名のみとなっているものが見られた。給食サービス申請書の申請者欄は、「本人署名」又は「記名押印」となることから、記名については押印が必要である。
- (9) 過誤納介護保険料の還付等についての起案文書において、起案者による日付及び金額の訂正が行われていた。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。
- (10) 公益社団法人尾張旭市地域シルバー人材センター事業費補助金要綱において、実績報告書に添付する書類に「領収証の写しなど収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料」が規定されていない。尾張旭市補助金等交付規則第8条第1項第3号で規定している補助事業等実績報告書に添付する「その他市長が必要と認める書類」として、「領収証の写しなど収支決算書に記載した補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料」を要綱に定めるよう、尾張旭市補助金等交付基準第11条第4項で規定されていることから、当該補助金の交付要綱においてもその対応を図る必要がある。(以上、長寿課)